

広島県の財政状況

(概 要 版)

平 成 2 2 年

広 島 県

— 財政状況の公表について —

地方自治法第243条の3第1項及び地方公営企業法第40条の2第1項の規定に基づき、財政状況等を公表しています。

具体的な公表内容等については、条例により定めています。

【根拠規定】

○ 地方自治法

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

○ 財政状況の公表に関する条例

(主な内容)

公表時期	5月	11月
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> ○前年10月～翌年3月における事項 ①歳入歳出予算の執行の状況 ②住民の負担の概況 ③公営事業の経理の概況 ④財産、地方債及び一時借入金の現在高 ⑤その他財政に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月～9月における事項 ・左記の①～⑤ ・前年度の決算の概況

○ 地方公営企業法

第40条の2 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも2回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第243条の3第1項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

○ 地方公営企業法による業務状況の作成及び提出に関する条例

(主な内容)

知事への提出時期	5月	11月
作成内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3月31日現在の業務の状況 ①資産、資本及び負債の概況 ②損益計算の概況 ③収入及び支出の概況 ④事業の概況 ⑤企業債の発行状況及び一時借入金の借入状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9月30日現在の業務の状況 ・左記の①～⑤

目 次

1 財政健全化に向けた取組	1
2 平成22年度当初予算における取組	2
3 今後の財政収支見通し〔H23～H27〕	3
4 県財政の状況	6
(1)財政状況	6
(2)財政状況の分析	7
(3)県債残高の増加	8
(4)財源調整的基金残高の推移	9
(5)財政指標	10
(6)健全化判断比率	11
(7)県勢の状況	12
(参考)広島県の財政状況Q&A	13
【Q1】本県の歳出構造(一般財源ベース)はどのようになっていますか？	13
【Q2】税収の増減により、財政収支はどのようになりますか？	13
【Q3】地方交付税、臨時財政対策債は、どのくらい削減されたのですか？	14
【Q4】基金(貯金)の現状はどのようになっているのですか？	14
【Q5】活用が可能な基金はないのですか？	15
【Q6】プライマリーバランスの推移は、今後はどのようになりますか？	16
【Q7】財政健全化団体・財政再生団体とは何ですか？	17
【Q8】財政健全化団体・財政再生団体になればどのような影響があるのですか？	18
☆☆☆財政用語一覧☆☆☆	19

1 財政健全化に向けた取組

- 本県では、中期的な財政運営を検討する手がかりとして、財政収支見通しの試算を公表するとともに、平成9年に「財政健全化計画」、平成12年に「中期財政運営方針」、さらに平成16年に「第二次中期財政運営方針」を策定しました。
- また、平成18年12月には、平成15年12月に策定した財政健全化に向けた「具体化方策」に引き続き、平成19年度から21年度までの3ヵ年を計画期間とする財政健全化に向けた「新たな具体化方策」を策定し、これに沿って計画的かつ着実に財政健全化に取り組んできたところです。
- なお、今年度中に、平成23年度以降を計画期間とする「中期財政健全化計画」を策定することとしています。

区 分	計 画 期 間 (年 度)																		
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
財政健全化計画 (H9.10策定)	●————●																		
中長期的な財政収支見通し (H11.8公表)		●	————	————	————	————	————	————	————	————	————	●							
中期財政運営方針 (H12.3策定)		●	————																
中期的な財政収支見通し (H15.8公表)						●	————	————	————	————	————	●							
事務事業の見直し及び行政改革に係る 基本方針(H15.10策定)							●	————	————	————	————	●							
財政健全化に向けた「具体化方策」 (H15.12策定)							●	————											
中期的な財政収支見通し (H16.8公表)							●	————	————	————	————	●							
第二次中期財政運営方針 (H16.11策定)							●	————											
財政健全化に向けた「具体化方策」の見直し (H16.12見直し)							●	————											
中期的な財政収支見通し (H17.8公表)								●	————	————	————	————	●						
財政健全化に向けた「具体化方策」の見直し (H17.12見直し)								●	————										
中期的な財政収支見通し (H18.8公表)									●	————	————	————	————	●					
財政健全化に向けた「新たな具体化方策」 (H18.12策定)										●	————								
中期的な財政収支見通し (H19.8公表)										●	————	————	————	————	●				
中期的な財政収支見通し (H20.8公表)											●	————	————	————	————	————	●		
今後10年間の財政収支の試算 (H20.10公表)												●	————	H30まで					
中期的な財政収支見通し (H21.8公表)													●	————	H31まで				
今後の財政収支見通し (H22.8公表)														●	————	H32まで			
中期財政健全化計画 (予定)														●	————				

2 平成22年度当初予算における取組

- 平成22年度当初予算の編成に当たっては、事業仕分けの実施など、歳出・歳入を徹底的に見直し、120億円の財政健全化対策（歳出削減：108億円，歳入確保：12億円）に取り組みました。
- 併せて、行政改革推進債の発行など、304億円の財源対策を講じました。

(単位:億円)

区 分	H22年度 当初予算	取 組 内 容
財 源 不 足 額 a	414	
新規重点施策財源の確保 b	10	
財 源 不 足 額 等 (a+b)A	424	

歳 出 削 減 対 策 (c+d)B	108	
内 部 努 力 の 徹 底 c	36	
人 件 費 の 抑 制	18	○ 職員数の見直し等
内 部 管 理 経 費 の 削 減	18	○ 内部管理経費の削減 ・ 施設管理水準の見直し・経費抑制 ・ その他事務経費の削減 など
施 策 の 見 直 し d	72	
普 通 建 設 事 業 費 等 の 削 減	26	○ 公共事業の縮減 ・ 補助公共・直轄負担金: 国予算に準じて削減 ・ 単独公共(建設・維持): 前年度並み ○ 公共事業以外の投資的経費の縮減
事 務 事 業 の 見 直 し	46	○ 事務事業の見直し ・ 事業仕分けなどによる見直し ・ その他事業見直し など
歳 入 確 保 対 策 C	12	○ 収入未済額の縮減, 財産売払収入の確保

財 源 対 策 (e+f)D	304	
新 た な 県 債 の 発 行 e	205	○ 行政改革推進債, 退職手当債等の発行
公 債 費 の 平 準 化 f	99	

差 引 A-B-C-D	0	
-------------	---	--

3 今後の財政収支見通し[H23～H27] H22年8月公表(10月見直し)

1 財政収支見通しの考え方

(1) 財政収支見通しの基本的な考え方

- 本県では、毎年、今後の財政運営を検討するための手がかりとして、今後の財政収支見通しを推計・公表しています。
- 経済情勢が依然として予断を許さない状況にあることに加え、地方交付税制度をはじめとする地方財政制度は、国の動向に大きく左右されることから、先行きが不透明な面もありますが、この財政収支見通しは、現在、見込まれる一定の条件の下で、平成23年度から5年間の見通しを試算したものです。
- 今年度、平成23年度以降を対象とする「中期財政健全化計画」を策定することとしており、今後、この財政収支見通し等を踏まえ、財政健全化方策等について、検討を進めることとしています。
- 広島県の底力を引き出し、新たな活力を創出するための施策を推進していく上での財政面での基盤を整えるため(財政面での「基盤づくり」)、弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向けた計画的かつ着実な取組を進めていく必要があります。(＝財政運営マネジメント)

(2) 推計方法等

昨年度までの推計と違い、次の点について推計方法等を見直し、推計を行いました。

➡ 歳出区分の見直し

今後の財政運営マネジメントの指針とするため、歳出について、経費の性質による区分を見直し、「法的義務負担経費」「経常的経費」「政策的経費」の3つの区分に改めました。

➡ 財源手当のための県債発行額の計上

行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で発行が可能である「行政改革推進債」や、将来の人件費の削減により償還財源が確保できる範囲内で退職手当の財源に充てるための発行が可能である「退職手当債」について、現行制度の発行限度額を歳入に計上しました。

➡ 今後の財政関係指標の見通しの提示

財政収支見通しが財政関係指標(フロー指標、ストック指標等)に与える影響を明らかにし、今後の財政運営マネジメントの指針とするため、一定の条件の下で、今後の指標の見通しを試算しました。

2 財政収支見通しの推計方法

区 分		推 計 方 法												
歳 入	県 税	<ul style="list-style-type: none"> ■ H22年6月末の調定実績で算定したH22年度の税収見込額をベースとして、名目経済成長率の見込み等を基に試算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名目経済成長率:「経済財政の中長期試算」(H22.6.22 内閣府作成)の慎重シナリオの成長率を準用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名目経済成長率</td> <td>1.7</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H23	H24	H25	H26	H27	名目経済成長率	1.7	1.6	1.6	1.7	1.6
	区 分	H23	H24	H25	H26	H27								
	名目経済成長率	1.7	1.6	1.6	1.7	1.6								
	地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ■ H22年度確定額をベースとして、次の条件により試算 <ul style="list-style-type: none"> H23 :「平成23年度地方財政収支の8月仮試算」の伸び率(▲0.2%)を乗じて試算 H24～H25:(H22一般財源総額○県税○地方譲与税○地方特例交付金等○臨時財政対策債) <ul style="list-style-type: none"> ⊕臨時財政対策債に係る交付税措置額 H26～H27:H25年度数値をベースとして、県税収入、公債費・福祉医療関係費等を考慮して試算 												
	国庫支出金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歳出推計に連動 												
県 債	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共事業分はH22年度当初予算額を固定、臨時財政対策債はH22年度の確定額を固定、大規模事業等は個別推計 ■ 行政改革推進債、退職手当債は、現行制度の発行限度額まで発行するものとして試算 ■ 臨時財政対策債 H23 :「平成23年度地方財政収支の8月仮試算」の伸び率(▲2.8%)を乗じて試算 <ul style="list-style-type: none"> H24～H27:H23年度の数値を固定 													
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歳出推計に連動 													
歳 出	法的義務負担経費	<ul style="list-style-type: none"> ■ H22年度当初予算額をベースとして、福祉医療関係費など増減が見込まれるものは個別に推計 												
	経常的経費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ■ H22年度当初予算額をベースとして、次の条件により試算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数:H22年4月1日現在のものを固定 ・ 給与改定:考慮しない ・ 退職手当:定年退職分は年齢別職員数から定年退職予定人員を試算、勸奨退職は過去5か年の実績を平均して年齢別分布に個別に反映させて試算 											
		公債費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既発行分・新規発行分のそれぞれについて、次の条件により試算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既発行分:元利償還金を積み上げ ・ 新規発行分:公共事業はH22年度発行額と同額を発行するものとして試算、大規模事業等は個別推計を基に試算 											
	政策的経費	<ul style="list-style-type: none"> ■ H22年度当初予算額をベースとして、次の条件により試算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業・災害復旧事業:H22年度当初予算額を固定 ・ 大規模事業等:個別推計 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ H22年度当初予算額をベースとして、増減が見込まれるものは個別に推計 													

3 財政収支見通しの概要

- これまでも、財政健全化に向けた取組を計画的に進めてきたが、急速な景気悪化に伴い、県税収入が大幅に減少していることに加え、高齢化の進展により福祉医療関係費の増加が見込まれていることなどにより、行政改革推進債の発行など、制度上実施可能な歳入対策を講じても、今後、100億円から200億円程度の調整(財政健全化の取組など)が必要となる見通し
- 一方、公債費のうち償還費用について100%交付税措置のある臨時財政対策債を除く額については、ピークであるH26年度に向けて増加し、人件費のうち退職手当についても、ピークであるH27年度に向けて増加する見込み

【歳入の見込み】

県税収入

- ・ 試算のベースとなるH22年度の県税収入は2,616億円と、景気悪化に伴い、H21年度当初予算(3,144億円)に比べて528億円減少する見込みであるが、H23年度からH27年度までは、経済成長に伴って、増加基調で推移するものとして試算

県債

- ・ 地方交付税の振替である臨時財政対策債については、H22年度は国の地方財政対策により1,085億円(H21年度当初予算:635億円)となっており、H23年度以降も同程度の措置があるものとして試算
- ・ 行政改革推進債、退職手当債については、現行制度の発行限度額まで発行するものとして試算

【歳出の見込み】

人件費

- ・ 給与等については、ほぼ横這いで推移する見込み
- ・ 退職手当については、今後も大量の退職者が見込まれることから、H27年度まで増加(ピーク:376億円)する見込み

公債費

- ・ 臨時財政対策債分については、H23年度以降も1,055億円の臨時財政対策債の発行を見込んで試算していることから、H22年度には130億円であったものが、H27年度には275億円まで増加する見込み
- ・ 一方、その他の地方債分については、これまでの経済対策などに伴い発行した県債の償還などにより、H26年度まで増加(ピーク:1,323億円)するものの、H10年度以降、投資的経費の計画的削減に取り組んできたことなどにより、その後は減少する見込み

福祉医療関係費

- ・ 高齢化の進展により、法令上の義務負担である介護保険や国民健康保険などの県負担が年々増加する見込み

(単位:億円)

区 分	H21	H22		H23	H24	H25	H26	H27
	(当初予算)	(当初予算)	交付税等 確定後の収支					
1 県税・地方消費税清算金・地方譲与税	3,943	3,486	3,466	3,507	3,578	3,614	3,651	3,691
うち県税	3,144	2,636	2,616	2,643	2,701	2,723	2,746	2,772
2 地方交付税・地方特例交付金	1,889	1,897	1,934	1,930	1,918	1,935	1,965	1,981
3 国庫支出金	1,099	1,132	1,132	1,081	1,081	1,098	1,068	1,077
4 県債	1,486	1,797	1,843	1,842	1,805	1,786	1,782	1,803
通常債	671	569	569	585	531	486	479	479
臨時財政対策債	635	1,038	1,085	1,055	1,055	1,055	1,055	1,055
行革債・退手債	179	189	189	202	219	245	248	269
5 その他	944	1,051	1,051	999	821	839	789	787
歳 入 ①	9,361	9,363	9,427	9,359	9,203	9,272	9,255	9,339
うち一般財源(地方消費税清算後)	6,104	6,082	6,146	6,146	6,200	6,247	6,308	6,358
1 法的義務負担経費	2,400	2,409	2,409	2,442	2,441	2,524	2,544	2,614
うち福祉医療関係費	716	777	777	820	863	913	951	1,006
うち税の市町等交付金	793	723	723	723	732	742	752	763
2 経常的経費	4,510	4,554	4,554	4,509	4,576	4,627	4,670	4,683
人件費	3,068	3,093	3,093	3,058	3,074	3,097	3,101	3,121
給与等	2,729	2,766	2,766	2,743	2,743	2,741	2,743	2,745
退職手当	339	327	327	315	331	356	358	376
公債費	1,441	1,461	1,461	1,451	1,502	1,530	1,569	1,562
臨時財政対策債分	122	130	130	159	188	215	246	275
その他分	1,319	1,331	1,331	1,292	1,314	1,315	1,323	1,287
3 政策的経費	2,520	2,499	2,499	2,521	2,331	2,292	2,231	2,245
歳 出 ②	9,430	9,462	9,462	9,472	9,348	9,443	9,445	9,542
要 調 整 額 ③	▲69	▲99	—	▲113	▲145	▲171	▲190	▲203
差 引 ①-②-③	0	0	—	0	0	0	0	0

注1 H21・22年度は当初予算編成時の数値(公債費の平準化などの財源対策前)としている。

注2 「給与等」については、H23年度以降の給与改定等を考慮していない。

【参考】財政フレームのイメージ [H23年度ベース]

- 経常的経費の削減
(人件費の見直しなど)
- 特別の財源対策
(歳入対策)
- 政策的経費の見直し
(事務事業見直しなど)

要調整額 102億円
(収支ギャップ)



4 県財政の状況

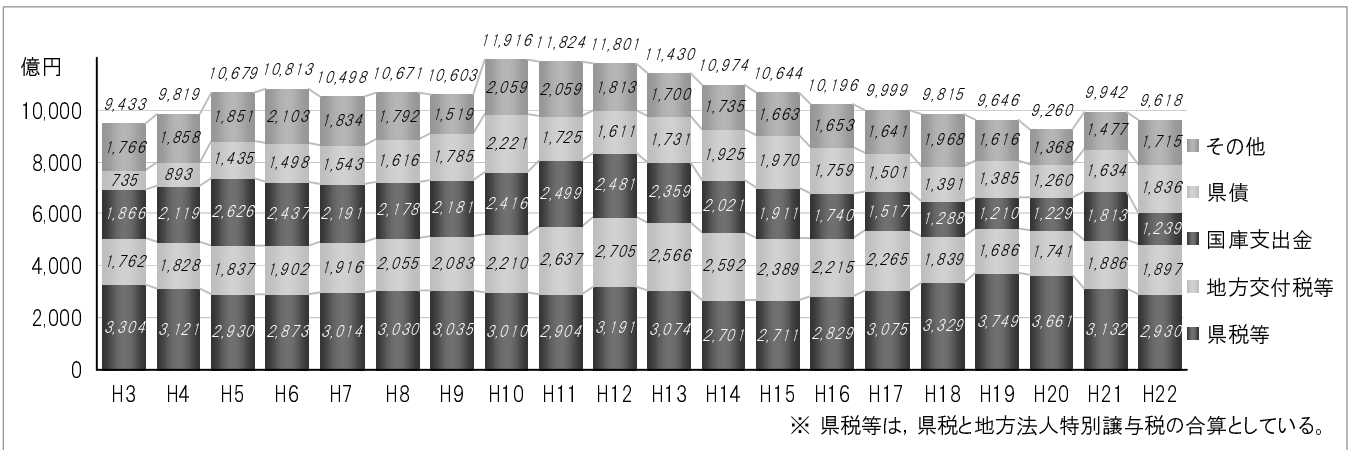
(1) 財政状況

■ 本県では、これまで財政健全化に向けた取組を進めてきましたが、景気悪化に伴う県税収入の大幅な減少や、公債費、福祉医療関係費の増加などにより、依然として厳しい財政環境に直面しています。

歳入

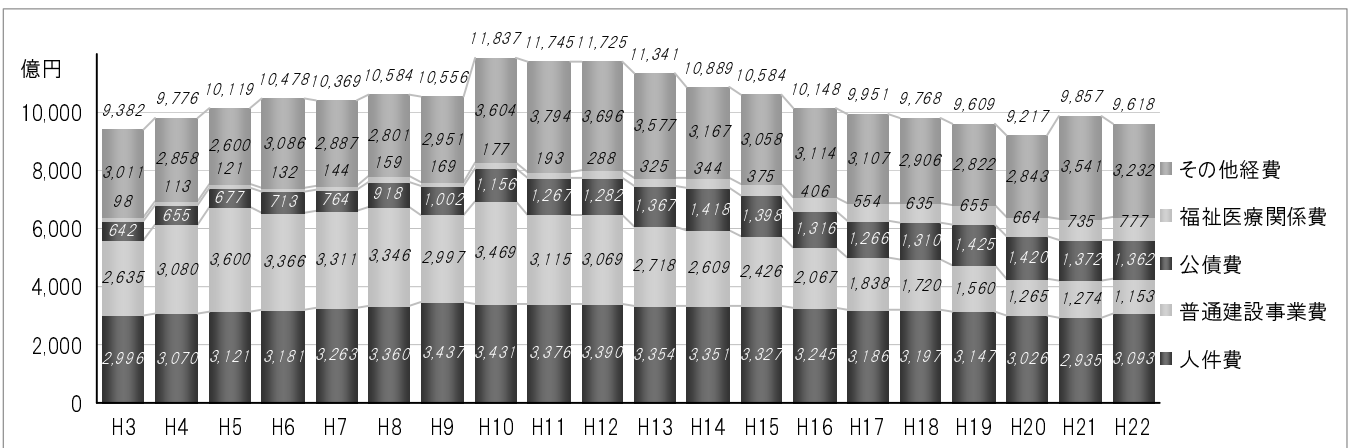
※以下各表の数値は、特段の注記がない場合、一般会計ベースであり、H21年度以前は決算額、H22年度は9月補正後予算額を示す。

- 県税は、三位一体改革（H16～18年度）に伴う税源移譲等の影響もあり、平成19年度には3,749億円まで増加したものの、世界的な金融危機の影響に伴う急速な景気後退により、法人関係税を中心に大幅な減少。
- 地方交付税は、三位一体改革や税収増等の影響により大幅な減少となったが、平成20年度は「地方再生対策費」の創設等、平成21年度は生活防衛のための緊急対策に基づく「地域雇用創出推進費」の創設等、平成22年度は「地域雇用創出推進費」を廃止する一方で「地域活性化・雇用等臨時交付金」が創設されたことなどによりそれぞれ増加。
- 国庫支出金は、平成21年度は急速な景気後退に対応するための経済対策の取組により大幅に増加したものの、全体としては、三位一体改革による国庫補助負担金の一般財源化や投資的経費の計画的縮減等に伴い減少。
- 県債は、平成10年度以降、投資的経費の計画的縮減等により通常債（特例法等に基づく特例債を除くもの）の発行を抑制しているものの、平成21年度以降は、国の地方財政対策により臨時財政対策債が増加していることに伴い増加。



歳出

- 人件費は近年は横ばい傾向にあるが、福祉医療関係費は高齢化の進展に伴い大幅に増加。
- 普通建設事業費は、平成4年度以降、アジア大会、国体、経済対策等により、3,000億円を上回る規模で推移していたが、平成11年度以降は、財政健全化の取組により投資規模を縮減。
- その他の経費は、事業見直しなどの取組により減少していたが、平成21年度以降は緊急経済・雇用対策の取組などにより増加。



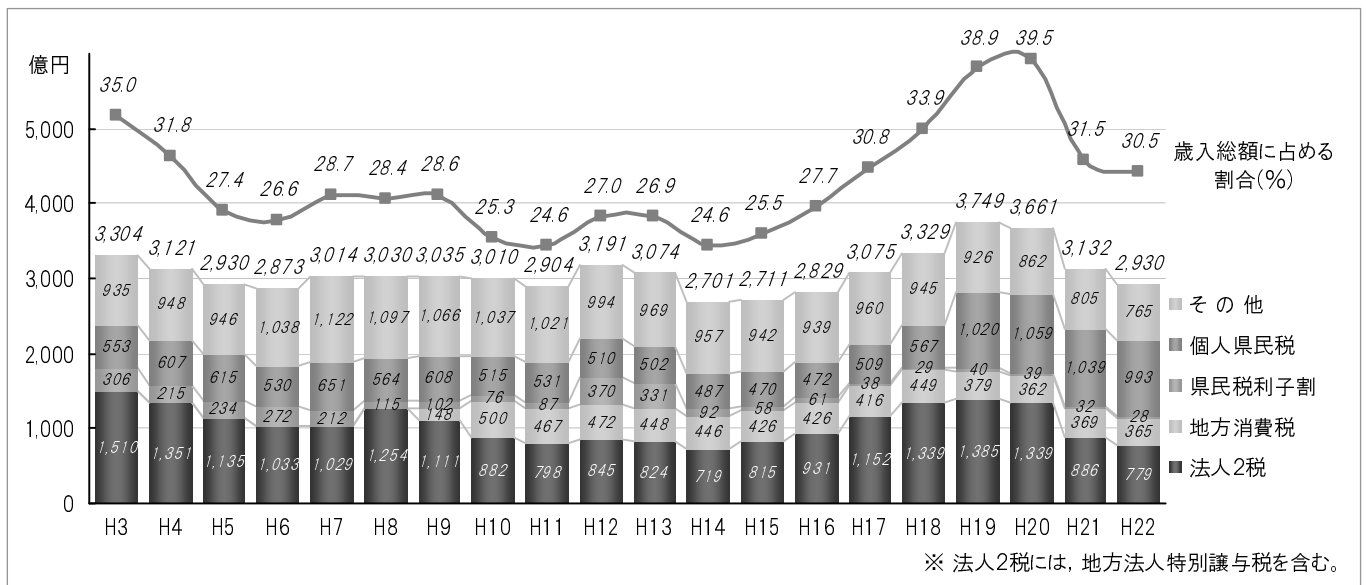
(2) 財政状況の分析

■ 本県財政は、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落込み、また、数次にわたる経済対策などにより普通建設事業費が高水準で推移したことや、財源不足の補てんのために増発した県債の償還費の急増、福祉医療関係費などの義務的経費の増加などにより、多額の財源不足が発生する財政構造となっています。

① 景気に左右されやすい税収構造

税 収：2,930億円（地方法人特別譲与税を含む）～ここ数年は税源移譲等の影響もあり、平成3年度（3,304億円）を超える水準で推移してきたが、急速な景気後退により、法人2税を中心に大幅に減少。

法人2税：779億円（地方法人特別譲与税を含む）～ここ数年は企業業績の改善により増加傾向にあったが、平成21年度以降は企業収益の急激な悪化等により大幅に減少。

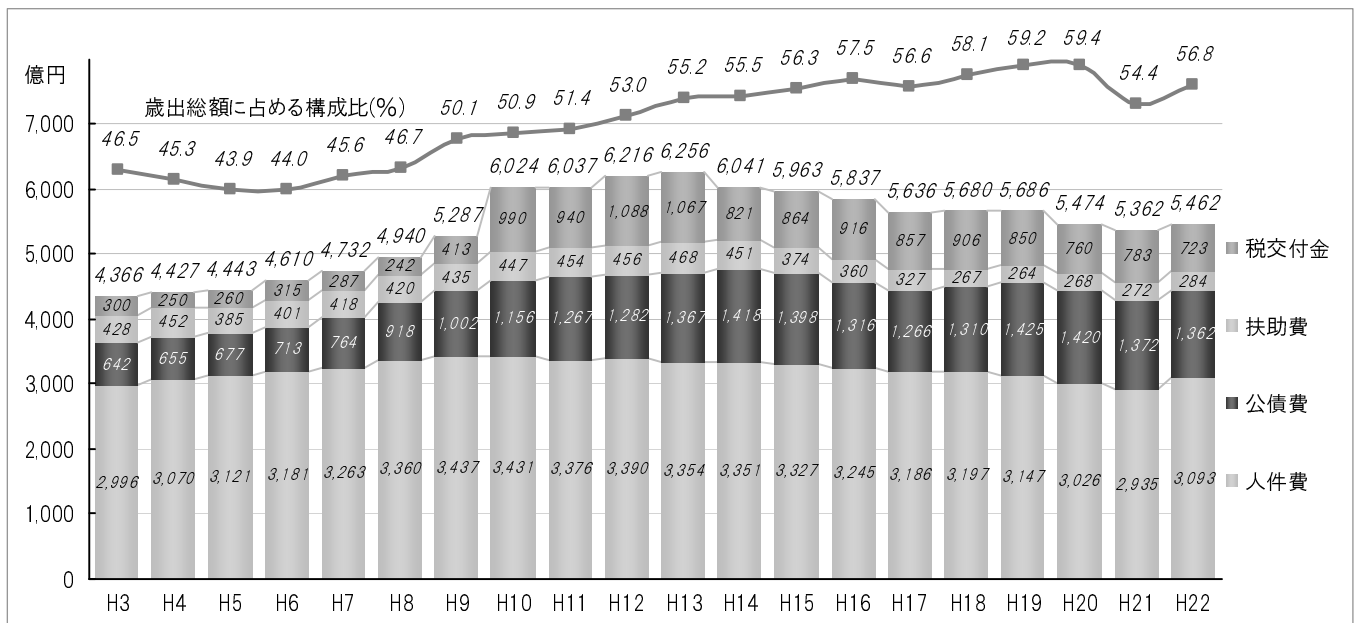


② 大幅な削減が困難な義務的経費等の増加

人件費等の義務的経費全体：5,462億円～平成3年度（4,366億円）に比べて25%、1,096億円の増

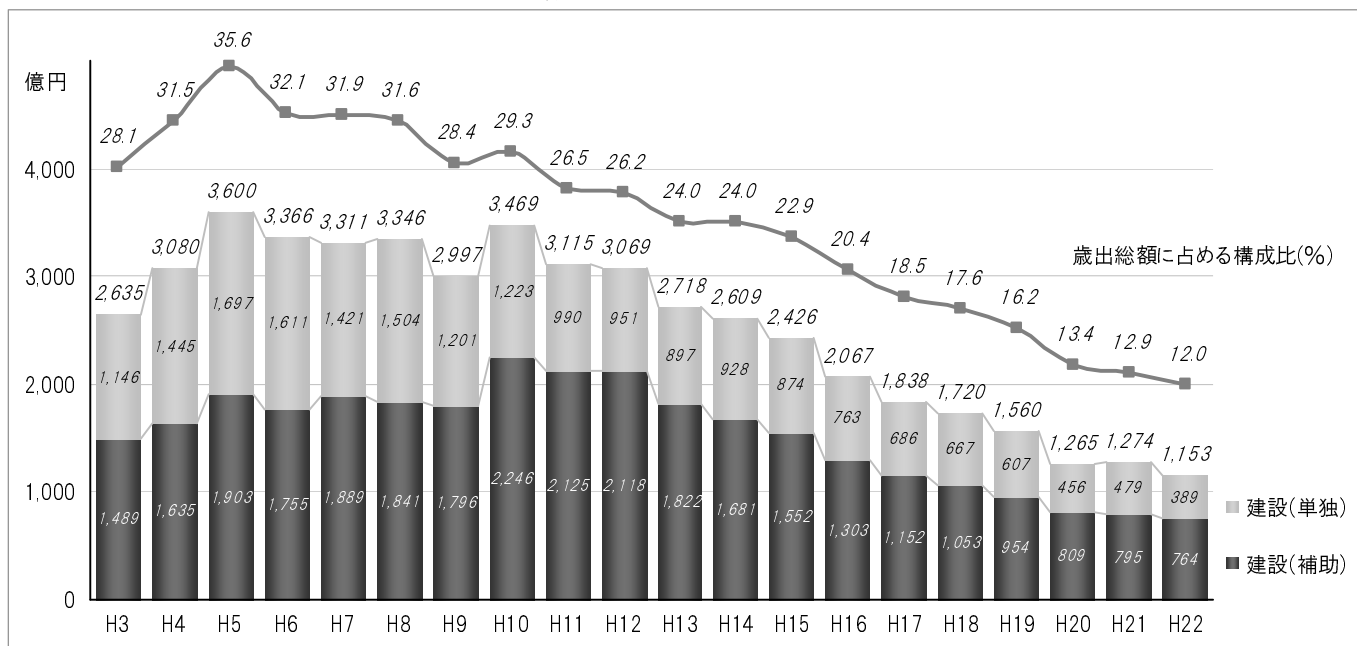
歳出構成比：56.8%～最低の平成5年度（43.9%）に比べて12.9ポイントの上昇

公債費：1,362億円～平成3年度（642億円）に比べて2.1倍、720億円の増



③ 普通建設事業費が高水準で推移（H4～12年度）

普通建設事業全体：1,153億円～平成4年度以降、アジア大会、国体、経済対策等により、概ね3,000億円を上回る規模で推移しているものの、平成11年度以降は、財政健全化の取組などにより減少（平成21年度は、緊急経済・雇用対策に係る追加補正などにより一時的に増加）

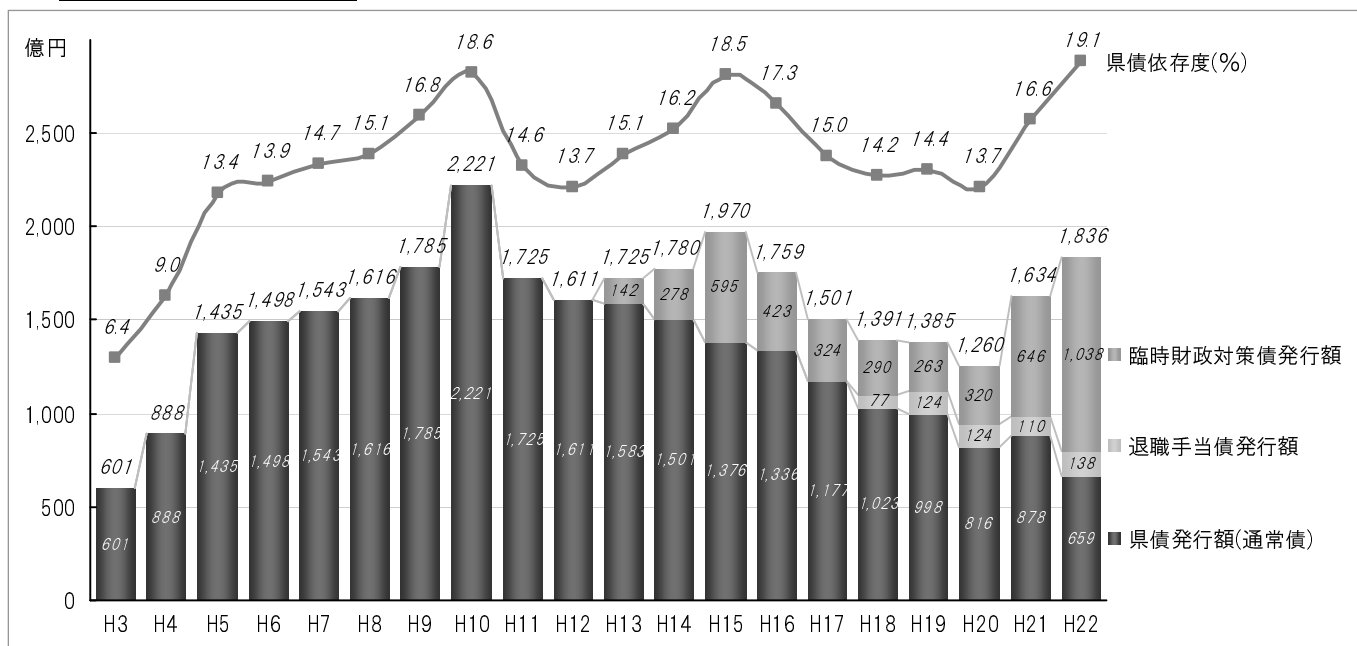


(3) 県債残高の増加

- 平成4年度以降、アジア大会、国体、経済対策等に伴う事業費が増加したため、県債発行額が急増しました。
- ピークの平成10年度は発行額2,221億円、県債依存度（歳入総額に占める県債の割合）が18.6%となりましたが、近年は、財政健全化のため、通常債の発行を抑制しています。
- しかし、特例債（全額交付税措置のある臨時財政対策債、財源不足補てんのための退職手当債など）が増加しているため、発行額はなお高水準で推移しています。

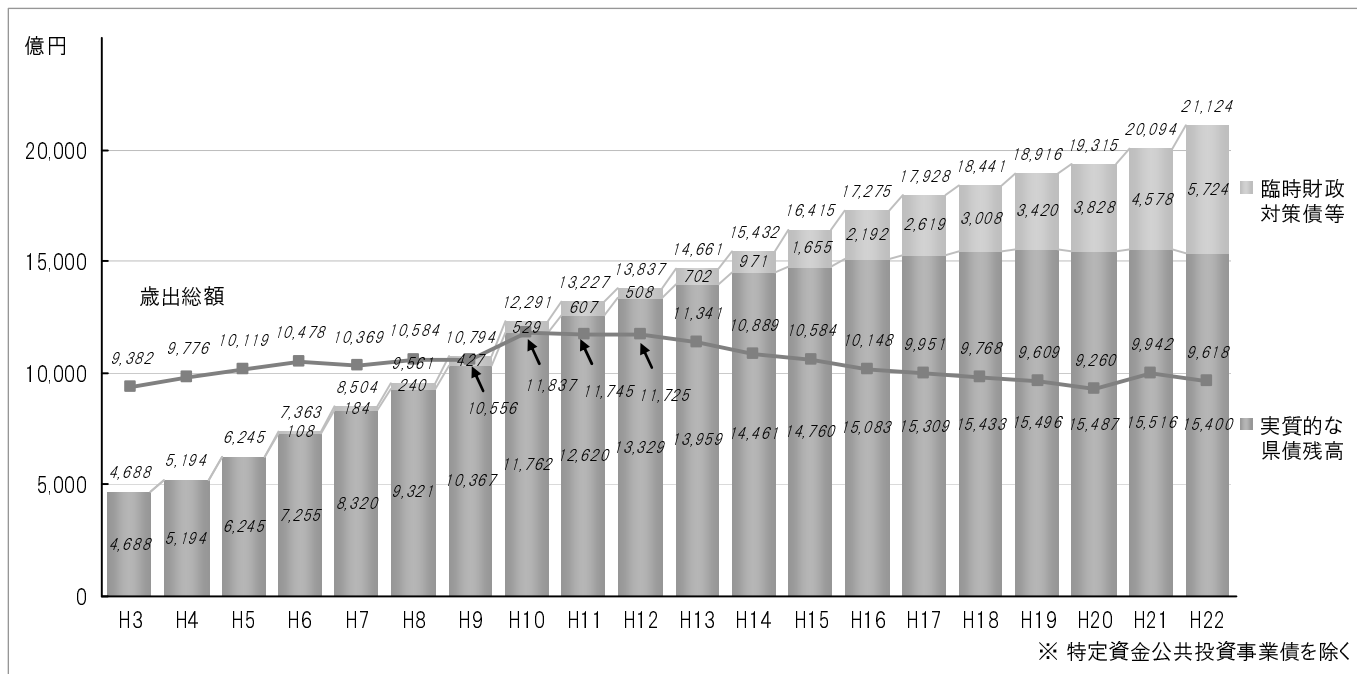
県債発行額：1,836億円～平成3年度（601億円）に比べて3.1倍、1,235億円の増

県債依存度：19.1%～平成3年度（6.4%）に比べて12.7ポイントの上昇



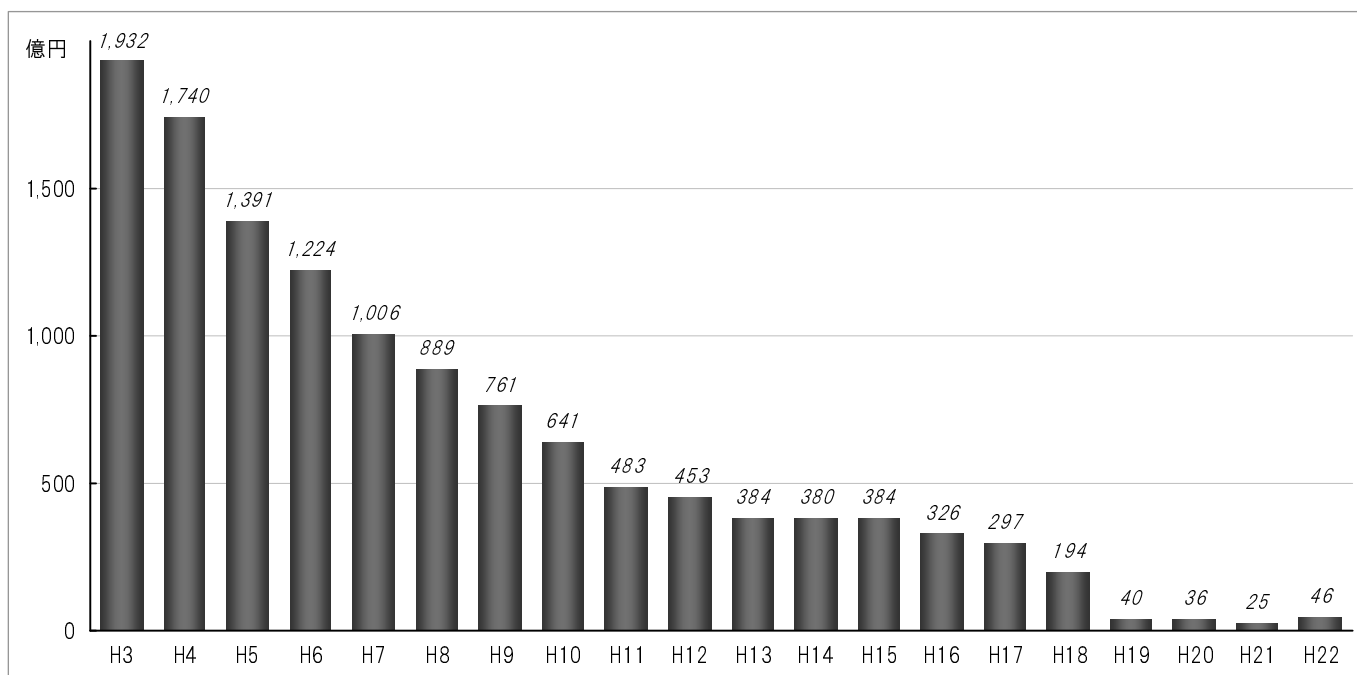
- 平成4年度以降の県債の大量発行，縁故資金の償還方法の変更（10年償還 ⇒ 20～30年償還），財源不足を補うための行政改革推進債等の増発などにより，臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高は高止まりしているものの，増加傾向に歯止めがかかっています。

H22末県債残高：2兆1,124億円 ～ H3年度（4,688億円）に比べて4.5倍，1兆6,436億円の増
H22年9月補正後予算規模（9,618億円）の2.2倍



(4) 財源調整的基金残高の推移

- 財源調整的基金とは，年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことです。
- ピークの平成3年度末には1,932億円ありましたが，その後，大幅に減少し，ほぼ底をついた状況となっています。
- 平成22年度当初予算では，基金・特別会計の見直しにより捻出した財源（29億円）を積み立てることとしています。

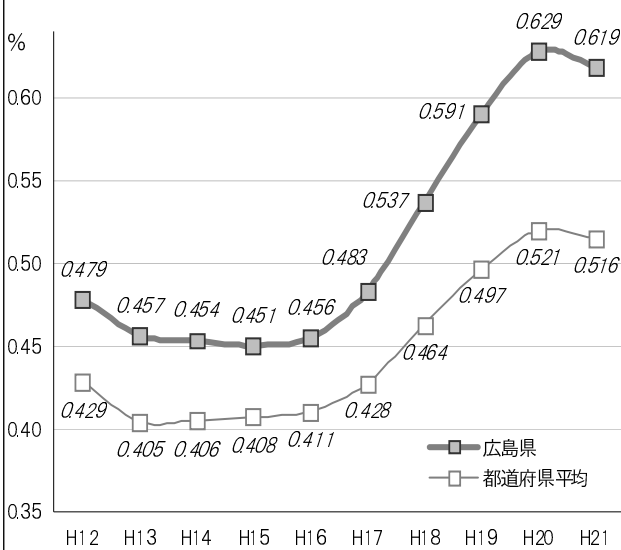


(5) 財政指標

■ 近年、財政指標は、これまでの財政健全化の取組み、また、三位一体改革に伴う国庫補助負担金の削減や税源移譲などにより、数値的には改善傾向が見える財政指標もありますが、一方で、地方交付税等が大幅に削減され、今後、公債費の増嵩が見込まれるなど、実質的には、依然厳しい財政状況が続いています。

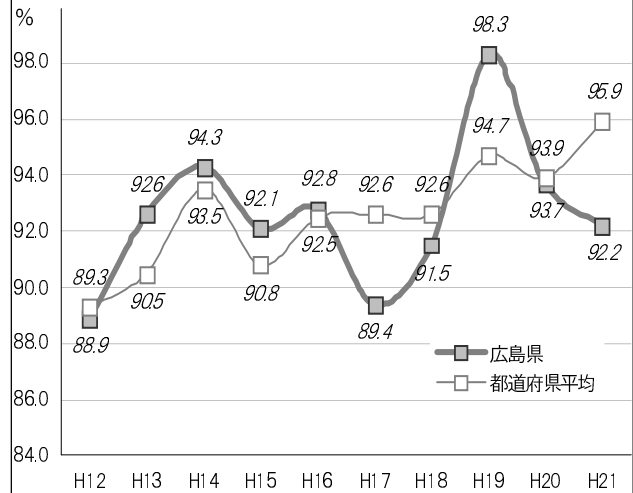
財政力指数

基本的な財政需要に対する地方税などの収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標です。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります



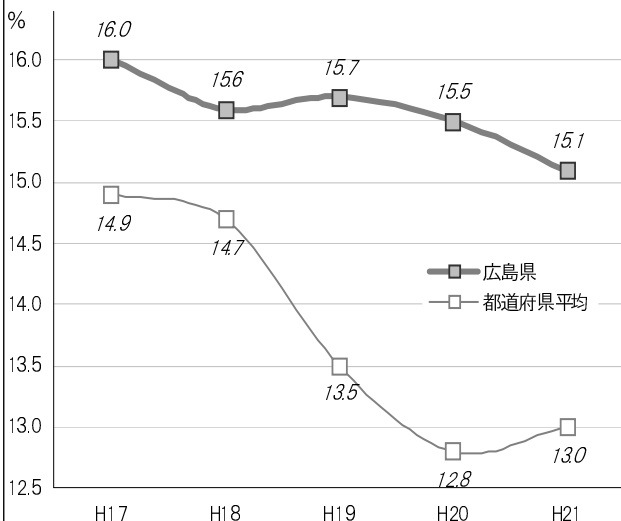
経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する代表的な指標です。人件費や公債費など義務的なものに充てる一般財源が、県税や地方交付税など経常的に入る収入に占める割合のことです。数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることとなります。
⇒ 広島県はH9までは全国平均に比べ低い割合でしたが、H10以降、平均以上となることが多くなっています。



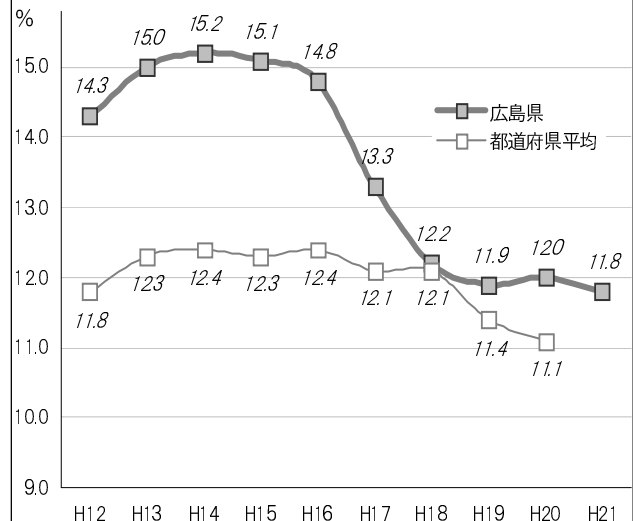
実質公債費比率

税収や地方交付税収入などに対して、県債の元利償還金の実質的負担額が占める比率で、この指標が高いほど財政構造の硬直度高いことを示します。実質公債費比率が18%以上になると、県債の発行に国の許可が必要となります。
⇒ 広島県は、全国平均より高い水準にあり、厳しい財政状況が続いています。



起債制限比率

公債費による財政負担の割合を示す指標で20%を超えると補助事業など限られた事業しか起債できませんでした。(H18からは起債の協議制移行に伴い、「実質公債費比率」が新たな指標として導入)
⇒ 広島県はH10以降、全国平均を大幅に上回って推移していましたが、近年は全国平均並みとなっています。



(6) 健全化判断比率

- 平成20年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率等の公表が義務付けられました。
- 平成21年度決算に基づく本県の健全化判断比率の算定結果は、いずれの指標も財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準を下回っています。
- しかしながら、今後も公債費や福祉医療関係費の増加が見込まれるなど、依然として、本県財政は厳しい状況が続いており、今後も、計画的かつ着実に財政健全化の取組を進めていく必要があります。

本県の状況

広島県の健全化判断比率の状況

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成21年度	—	—	15.1%	268.4%
【参考】平成20年度	—	—	15.5%	257.8%

基準	早期健全化基準	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%
	財政再生基準	5.00%	25.0%	35.0%	—

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額は都道府県では該当なし。

全国の状況

- 本県の実質公債費比率（15.1%）、将来負担比率（268.4%）は、いずれも基準を下回っていますが、他の都道府県と比較すると、それぞれ低い順から32番目、37番目に位置しており、いずれも都道府県平均を大幅に上回っている状況にあります。

実質公債費比率

順位	都道府県	比率	順位	都道府県	比率
1	東京都	3.1	25	熊本県	14.5
2	神奈川県	9.2	26	宮崎県	14.5
3	群馬県	9.9	27	大分県	14.6
4	和歌山県	11.1	28	滋賀県	14.7
5	鳥取県	11.1	29	福岡県	14.7
6	千葉県	11.4	30	岡山県	14.9
7	長崎県	11.4	31	宮城県	15.0
8	沖縄県	11.4	32	広島県	15.1
9	京都府	11.7	33	香川県	15.1
10	奈良県	11.7	34	石川県	15.4
11	愛知県	11.8	35	長野県	15.6
12	栃木県	12.0	36	鹿児島県	16.0
13	埼玉県	12.7	37	高知県	16.2
14	三重県	12.7	38	新潟県	16.8
15	山口県	12.9	39	大阪府	17.2
16	静岡県	13.1	40	島根県	17.3
17	秋田県	13.9	41	富山県	17.6
18	福島県	13.9	42	愛媛県	17.6
19	福井県	13.9	43	青森県	17.8
20	佐賀県	13.9	44	岐阜県	19.1
21	岩手県	14.1	45	兵庫県	20.7
22	山梨県	14.2	46	徳島県	20.7
23	山形県	14.3	47	北海道	24.0
24	茨城県	14.5		加重平均	13.0

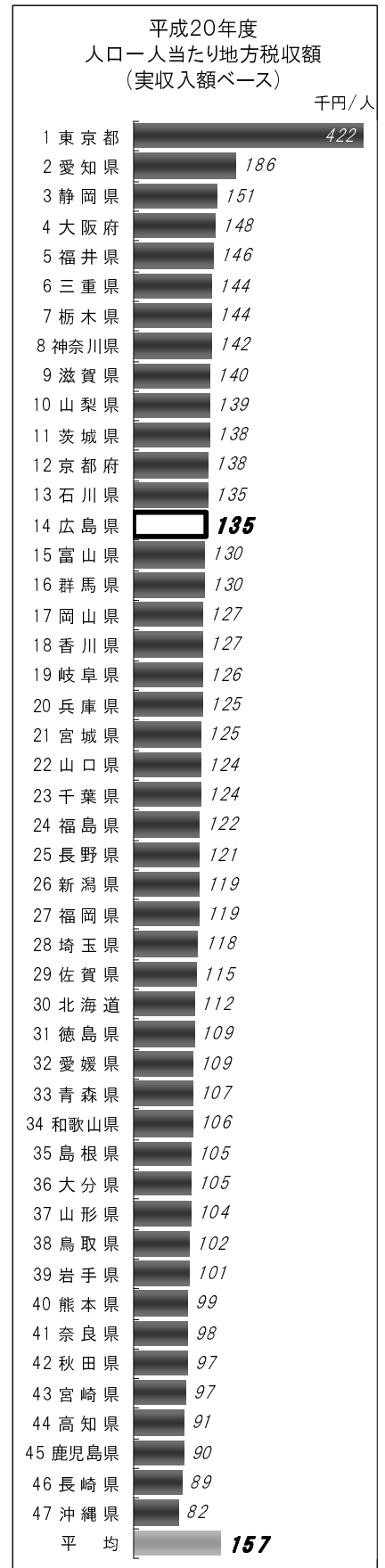
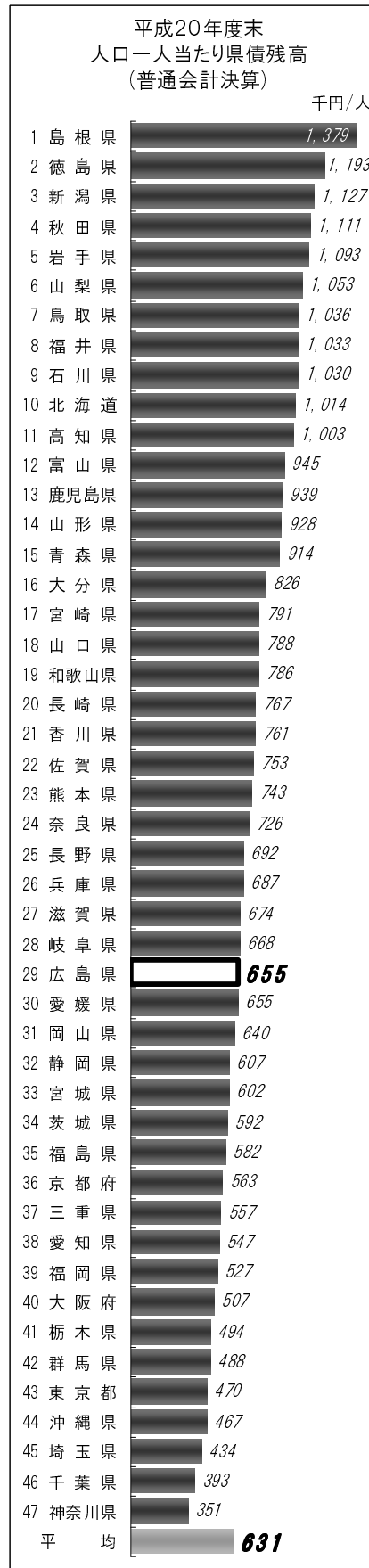
将来負担比率

順位	都道府県	比率	順位	都道府県	比率
1	東京都	77.0	25	埼玉県	246.2
2	沖縄県	122.7	26	山梨県	246.7
3	鳥取県	150.1	27	岐阜県	251.8
4	佐賀県	155.3	28	京都府	255.7
5	栃木県	171.0	29	岡山県	256.7
6	高知県	184.8	30	秋田県	259.0
7	宮崎県	185.4	31	滋賀県	261.3
8	群馬県	194.0	32	静岡県	262.6
9	長崎県	197.3	33	石川県	263.4
10	福島県	198.2	34	福岡県	263.8
11	三重県	198.5	35	鹿児島県	266.0
12	愛媛県	198.8	36	山形県	266.3
13	和歌山県	205.1	37	広島県	268.4
14	神奈川県	208.8	38	愛知県	271.4
15	大分県	211.2	39	徳島県	272.4
16	島根県	213.1	40	宮城県	274.3
17	長野県	220.8	41	富山県	278.4
18	千葉県	222.0	42	新潟県	280.3
19	青森県	228.2	43	大阪府	289.2
20	香川県	231.0	44	茨城県	295.9
21	熊本県	231.5	45	岩手県	305.9
22	福井県	232.6	46	北海道	350.1
23	奈良県	237.1	47	兵庫県	366.4
24	山口県	244.5		加重平均	229.2

(7) 県勢の状況

■ 本県の平成20年度普通会計歳出決算額（9,028億円）は、全国順位で13位です。

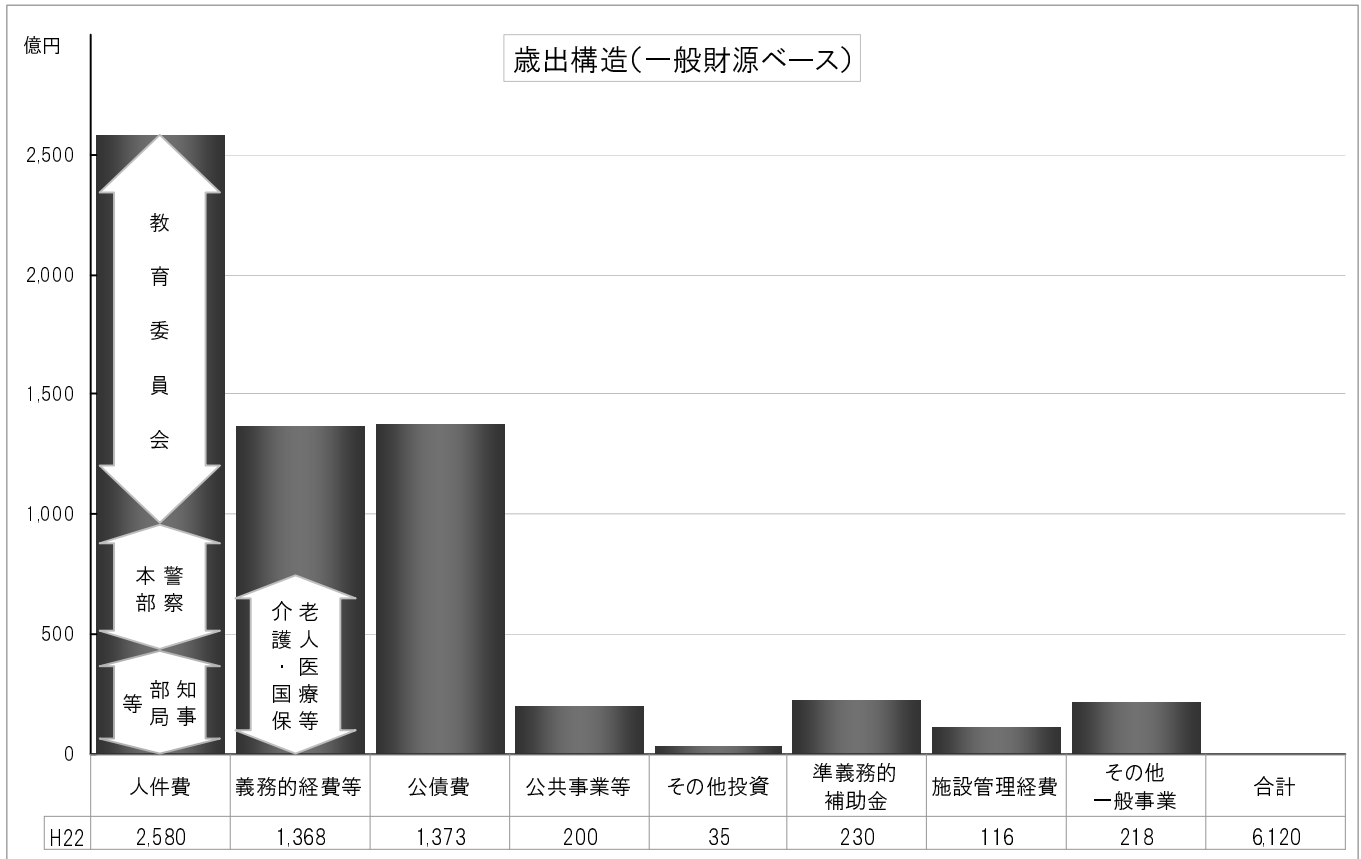
■ また、一人当たりの県債残高（約66万円）と県税収入（約14万円）の状況は次のとおりです。



広島県の財政状況Q & A

【Q1】本県の歳出構造(一般財源ベース)はどのようになっていますか？

■ 平成22年度当初予算での歳出の経費区分別内訳(一般財源ベース)は、人件費、義務的経費等及び公債費で全体の86.9%を占めており、財政の硬直化が進んでいます。(※平成2年度決算時:65.7%)



義務的経費等：福祉医療関係費など、法令等に基づき支出する義務がある経費(市町税交付金等723億円を除く。)

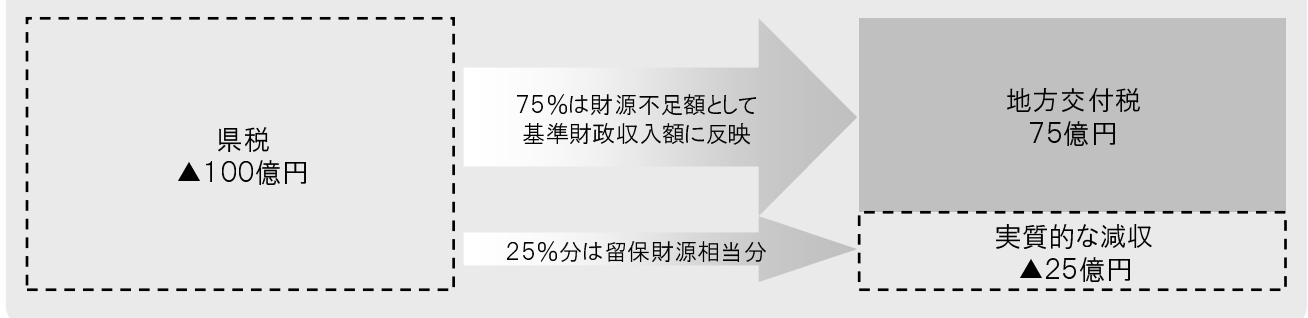
その他投資：公共投資以外の大規模建設事業等に要する経費

準義務的補助金：義務的経費に準じる補助金(私学振興補助金、単県福祉医療公費負担、小規模事業指導費補助金等)

【Q2】税収の増減により、財政収支はどうなるのですか？

■ 仮に、県税が100億円減少した場合、地方交付税の基準財政収入額には、その75%しか反映されないため、交付税は75億円増加するものの、留保財源である25%相当の25億円は実質的な減収となります。

【参考】普通交付税の仕組み(イメージ)

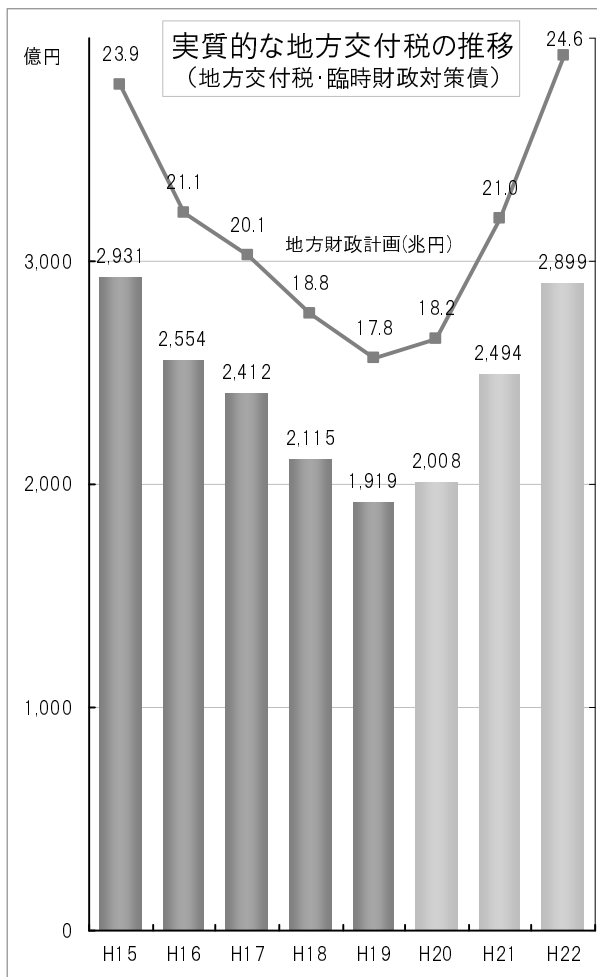


【Q3】地方交付税、臨時財政対策債は、どのくらい削減されたのですか？

■ 平成16年度から18年度に行われた3年間の三位一体改革期間中に、地方交付税及び臨時財政対策債の合計（実質的な交付税）が削減され、全国では△5.1兆円、本県では△817億円（※H15年度決算とH18年度決算との比較）の大幅減となり、平成19年度決算まで含めると、本県分は△1,013億円もの減額となりました。

■ 通常、実質的な交付税の削減は、県税収入の増加または地方財政計画で算定される行政需要の減少により行われるため、理論上は交付税が削減されても財政運営には影響がない仕組みとなっていますが、三位一体改革では、県税収入や行政需要とはあまり関係なく、本県の実質的な交付税が大幅に削減され、以降、財政運営に大きな支障をもたらしました。

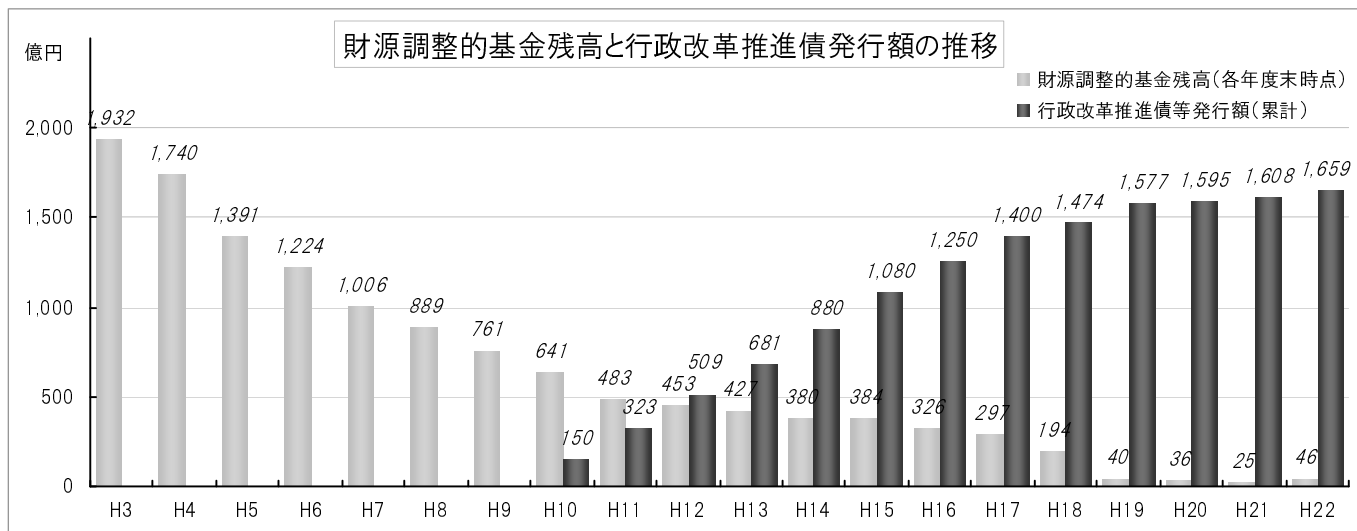
■ その後、平成20年度は「地方再生対策費」の創設等、平成21年度は生活防衛のための緊急対策に基づく「地域雇用創出推進費」の創設等、平成22年度は「地域雇用創出推進費」を廃止する一方で「地域活性化・雇用等臨時交付金」が創設されたことなどによりそれぞれ増加しており、今後もこうした措置が継続される必要があります。



【Q4】基金(貯金)の現状はどのようになっているのですか？

■ 財源調整的基金は、ピークの平成3年度末には1,932億円ありましたが、その後、大幅に減少し、平成22年度当初予算では、基金・特別会計の見直しにより捻出した財源（29億円）を積み立てることとしたものの、平成22年度末の残高見込みでは46億円まで減少しています。

■ また、行政改革推進債のような財源確保のための起債は、制度上発行可能額が減少しています。



【Q5】活用が可能な基金はないのですか？

- 基金は、それぞれの特定の目的のために資金を積み立てるなど、設置目的に沿って管理しています。
- 近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、その目的を達成したと認められる基金については廃止を含めた見直しを進めています。

基金の状況(平成22年9月末現在)

(単位:億円)

性質別分類		基金名	現在高 [現金]	基金設置目的(積立財源)		
I. 単県による基金	1. 積立基金 〔国の施策に基づかず、特定の目的のために単県にて実施しているもの〕 〔特定の目的のために積み立てた基金であり、各条例の設置目的により定められた用途にしか活用できない〕	① 財源調整 を用途とするもの	財政調整基金	17	財源不足時の財源補てん(一般財源)	
			減債基金(通常分)	8	財源不足時の県債の償還(一般財源)	
		② 特定目的 のために活用 するもの	大規模事業基金	40	県政発展の基盤となる大規模事業の推進(一般財源)	
			県庁舎整備基金	154	県庁舎の整備(一般財源)	
			みどりと景観の基金	11	自然環境保護のために必要な土地の取得又は地域の景観形成活動の推進(一般財源)	
			産業廃棄物抑制基金	23	産業廃棄物の適正な処理に関する施策(産業廃棄物埋立税)	
			大規模社会福祉施設等建設基金	11	大規模社会福祉施設等の建設(法人県民税超過課税分)	
			地域福祉基金	19	地域福祉の向上を図るための事業(交付税)	
			県立産業会館施設設備整備基金	2	県立産業会館の施設及び設備の整備(使用料,財産収入)	
			県営林事業費基金	0.01	県営林事業の財源不足時の財源補てん(使用料,財産収入/立木売却収入)	
			ひろしまの森づくり基金	0.001	森林の維持・管理に係る施策(県民税均等割超過課税分)	
			港湾整備事業基金	13	港湾の整備(財産収入/土地売却収入,使用料)	
			広島県教育振興基金	1	社会教育施設の設備の整備(寄附金-一般財源)	
			災害救助基金	14	災害救助及びそのための資材の備蓄(一般財源)	
		③ 義務的な 経費に充て るもの	減債基金(ルール分)	1,387	満期一括方式により発行した公募債 縁故債の償還(一般財源)	
		2. 定額運用基金 〔一定額の原資金を運用することにより、特定の事業等を運営するために設けられた基金〕	土地開発基金	14	公用地等の先行取得(交付税,一般財源)	
			市町振興基金	10	市町村等が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金を貸付(寄附金,一般財源)	
		II. 国の施策による基金	〔国の施策に基づき交付された補助金を積み立てた基金であり、施策目的に合致する事業しか活用できない〕	財政調整基金(臨時交付金分)	74	地域生活基盤の整備(社会福祉施設の耐震化等)
				消費者行政活性化基金	4	県又は市町が消費生活相談窓口の機能強化等を図るための事業(国庫)
環境保全基金	14			地域環境保全に関する普及啓発及び環境保全活動(国庫,一般財源)		
安心こども基金	38			保育所等の子育て支援施設の整備(国庫)		
地域医療再生基金	50			県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の実施(国費)		
災害拠点病院等耐震化整備基金	29			災害拠点病院等の耐震化整備の費用を助成する事業(国費)		
国民健康保険広域化等支援基金	2			国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化に資する事業(国庫)		
後期高齢者医療財政安定化基金	16			保険料の未納や予測を超える給付費の増大による財政不足に対する資金の貸付・交付(国庫)		
妊婦健康診査支援基金	13			妊婦健康診査の公費助成の拡充を行う市町に対する支援(国庫)		
自殺対策緊急強化基金	2			地域の実情を踏まえた自殺対策のための事業(国費)		
社会福祉施設等耐震化等整備基金	15			社会福祉施設等の耐震化等施設整備に係る費用を助成する事業(国費)		
障害者自立支援特別対策事業基金	47			障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営を図るための事業(国庫)		
介護基盤緊急整備等基金	46			小規模特別養護老人ホーム等の緊急整備に係る費用を助成する事業(国費)		
介護保険財政安定化基金	30			市町村の保険財政が悪化しないよう資金の交付又は貸付(国庫)		
介護職員処遇改善等基金	103			介護職員の処遇改善に係る費用及び特別養護老人ホーム等の開設準備における介護職員の雇用等に係る費用を助成する事業(国庫)		
雇用創出基金	34			安定的な雇用機会の創出を目的とする事業の実施又は当該事業の実施の支援(国庫)		
緊急雇用対策基金	130			一時的な雇用及び就業の機会の創出を目的とする事業の実施又は当該事業の実施の支援(国庫)		
中山間地域等直接支払事業基金	0.1			中山間地域等直接支払交付金を農業者等に交付(国庫)		
森林整備地域活動支援事業基金	1			森林整備地域活動支援交付金を森林所有者に交付(国庫)		
森林整備加速化・林業再生基金	20			県内の間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業及び木材産業の再生等を図るための事業(国庫)		
高等学校授業料減免等事業基金	7			経済的な理由により就学が困難な高校生等に対する授業料減免の費用の助成事業及び奨学金の貸付事業(国費)		
合計				2,398		

【Q6】プライマリーバランスの推移は。今後はどうなるのですか？

プライマリーバランスの定義

広島県の定義

プライマリーバランス：元金償還額と県債発行額(臨時財政対策債などを除く)とのバランス

黒字：元金償還額 > 県債発行額 ⇒ 県債残高が減少

赤字：元金償還額 < 県債発行額 ⇒ 県債残高が増加

【参考】国（財務省）の定義（基礎的財政収支）

基礎的財政収支：県債を除く税収等の歳入と元利償還額を除いた歳出とのバランス

黒字：歳入(国債除く) > 歳出(元利償還金除く) ⇒ 支出を新たな借入に頼らず

赤字：歳入(国債除く) < 歳出(元利償還金除く) ⇒ 支出を新たな借入に依存

プライマリーバランスの目的

- 平成16年11月策定の「第二次中期財政運営方針」において、プライマリーバランスの早期黒字化を財政健全化の基本目標の一つとして掲げていました。
- 持続可能な財政構造を確立するためには、プライマリーバランスの黒字化により、将来の県債残高の抑制を図ることが、極めて重要です。

プライマリーバランスの推移

- 当初予算段階でのプライマリーバランスは、16年度以降、地方財政計画において地方交付税が削減され、投資的経費に充てる地域再生事業債が新設されたことなどにより赤字となっていました。
- しかし、これまで財政健全化に取り組んできた成果として、当初予算ベースでは、平成19年度以降4年連続で黒字化を達成し、黒字幅も年々拡大しています。
- また、決算ベースでは、平成20年度は、昭和36年度以来、47年振りに、決算ベースのプライマリーバランスの黒字化を達成しましたが、平成21年度は、急速な景気悪化に伴う税収の減少を補うための県債を發行せざるを得なかったことなどにより、29億円の赤字となっています。

(単位：億円)

区 分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
当初予算	元 利 償 還 金 a	1,029	1,032	971	916	944	1,055	963	958	905
	県 債 発 行 額 b	1,018	1,021	1,049	1,012	1,021	1,045	904	851	759
	プライマリーバランス (a-b)c	11	11	▲78	▲96	▲77	10	59	107	146
決 算	元 利 償 還 金 d	964	1,012	940	903	943	1,059	966	959	
	県 債 発 行 額 e	1,466	1,311	1,263	1,129	1,067	1,122	957	988	
	プライマリーバランス (d-e)f	▲502	▲299	▲323	▲226	▲124	▲63	9	▲29	

※ 元利償還金、県債発行額とも、臨時財政対策債、減税補てん債等に係るものは除く。

今後の取組

- 県債残高を減らすためには、さらなる県債発行の抑制が不可欠です。

【Q7】財政健全化団体・財政再生団体とは何ですか？

■ これまでは、「地方財政再建促進特別措置法」の基準により、歳入欠陥（赤字）が標準財政規模の5%超となった都道府県（市町村は20%超）が、議会の議決を経て総務大臣に申出を行った場合、民間企業で言えば「倒産」にあたる「財政再建準用団体」となっていました。

■ しかし、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が新たに成立し、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、

① 実質赤字比率、② 連結実質赤字比率、③ 実質公債費比率、④ 将来負担比率

などが新しい指標となりました。

■ 平成20年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、これらの指標が早期健全化基準以上になれば「財政健全化団体」となり、財政健全化計画の下で建て直しを図ることとなります。

また、財政再生基準以上になれば「財政再生団体」となり、財政再生計画の下で建て直しを図ることとなります。

※ 新しい指標については、平成19年度決算からの公表が義務付けられています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

【健全化判断比率の公表等】

■ 地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

① **実質赤字比率**（一般会計等の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

② **連結実質赤字比率**（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

③ **実質公債費比率**（地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）

④ **将来負担比率**（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

【財政の早期健全化】

■ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、県にあっては総務大臣に、市町にあっては知事に報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

■ 財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は知事は、必要な勧告をすることができる。

【財政の再生】

■ 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、総務大臣に（市町は知事を經由して）報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

■ 計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。

■ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告できる。

【公営企業の経営の健全化】

■ 公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

【Q8】財政健全化団体・財政再生団体になればどのような影響があるのですか？

- 財政健全化団体になると、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。また、早期健全化が著しく困難と認められるときは、国から必要な勧告を受けることとなります。
- 財政再生団体になると、財政再生計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。この計画は総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。（総務大臣の同意があれば再生振替特例債の起債が可能となります。）
- また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告されるなど国の関与による再生を迫られる状況となります。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成21年度決算における健全化判断比率の状況（速報値）は次のとおりです。

※ 【参考】平成21年度決算に基づく健全化判断比率の概要(速報)

平成22年9月28日総務省公表資料から抜粋

1 実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし
(H20年度決算：2団体（うち1団体が財政再生基準以上）)
- ・ 実質赤字額があるのは、都道府県該当なし、市区町村で13団体
(H20年度決算：都道府県該当なし、市区町村で19団体)

2 連結実質赤字比率

- ・ 早期健全化基準以上の団体はなし
(H20年度決算：2団体（うち1団体が財政再生基準以上）)
- ・ 連結実質赤字額があるのは、都道府県該当なし、市区町村で31団体
(H20年度決算：都道府県該当なし、市区町村で39団体)

3 実質公債費比率

- ・ 12団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
(H20年度決算：20団体（うち1団体が財政再生基準以上）)
- ・ 12団体はすべて市区町村
(H20年度決算：20団体はすべて市区町村)
- ・ 都道府県の平均値は13.0%，市区町村は11.2%
(H20年度決算：都道府県の平均値は12.8%，市区町村は11.8%)

4 将来負担比率

- ・ 3団体が早期健全化基準以上
(H20年度決算：3団体)
- ・ 3団体はすべて市区町村
(H20年度決算：3団体はすべて市区町村)
- ・ 都道府県の平均値は229.2%，市区町村は92.8%
(H20年度決算：都道府県の平均値は219.3%，市区町村は100.9%)

☆☆☆ 財 政 用 語 一 覧 ☆☆☆

用 語	説 明	
あ行	依存財源	地方交付税、国庫支出金、県債など、その額と内容が国の基準によるものや、国の許可を必要とするものをいいます。
	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすものです。
	一般財源	使途に制限のない財源で、地方公共団体が自主的にその使途を決定できるものをいいます。地方税・地方譲与税・地方交付税などが該当します。
	一般財源総額	地方財政計画上の扱いで、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、減税補てん特例交付金、減税補てん債、地方譲与税の合計をいいます。
	縁故債 (銀行等引受債)	銀行などの金融機関や共済組合などの資金を借り入れる地方債の総称をいいます。 その他: 公的資金(財政融資資金、公営企業金融公庫資金など)
か行	起債制限比率	公債費の財源に充てた一般財源が標準財政規模に占める比率で、これまで国が地方債発行を許可する基準になっていました。現在では、実質公債費比率が地方債発行を許可する基準となっています。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、法令や性質により支出が義務づけられた経費をいいます。人件費、扶助費及び公債費が該当します。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。
	経常経費	法令などにより、毎年度義務的に支出する経費及び人件費や施設の維持管理に要する経費など、経常的に支出される経費をいいます。
	経常収支比率	財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する代表的な指標になります。 義務的経費が、県税や地方交付税など固定的に入る収入に占める割合のことです。数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることになります。
	経常収入	法令などで規定されており、毎年度経常的に収入される財源で、地方税、地方交付税、使用料・手数料などの収入をいいます。
	県債依存度	歳入総額に占める地方債(県債)の割合をいいます。
	減債基金	地方債の償還を計画的に行なうため、償還資金を積み立てる目的の基金をいいます。
	公営事業会計	地方公共団体が企業として運営する事業の会計をいいます。本県には、公営事業会計として分類されるものに、病院事業、工業用水道事業、土地造成事業、水道用水供給事業、港湾整備事業、流域下水道事業の6つの会計がある。
	か行	恒久的減税
公債費		地方債の元金返済や利子の支払いなどに要する経費をいいます。
公債費比率		標準税率を適用した税収入額と普通交付税を合算した額に対する地方債元利償還金の割合のことをいいます。通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、10%を超えないことが望ましいとされています。
公債費負担比率		地方公共団体が自由に使途を決められる一般財源のうち、どの程度が借金の償還(公債費)に充てられているかを示す指標をいいます。この比率が高ければ、財政運営の硬直化が進んでいることとなります。
さ行	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。 計画的な財政運営を行なうために、財源に余裕のある年度に積立て、不足が生じる年度に活用します。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。(当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額のことです。)
	財政力指数	基本的な財政需用に対する収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標になります。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります。
	行政改革推進債 (財政健全化債)	地方公共団体が自主的に財政健全化に取り組む場合、行財政改革による経費節減などにより、将来における財政負担の軽減効果額の範囲内で特別に発行できる地方債をいいます。平成18年度からは行政改革推進債に変更になりました。

用語		説明
	三位一体改革	国庫負担金の廃止・縮減、国から地方への財源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革する取り組み(H15～H18)をいいます。
	資金手当債	財源不足額を補てんするために通常の地方債が充てられる範囲(充当率70～90%)を超えた隙間部分(30～10%)に、特別に認められる地方債をいいます。
	実質公債費比率	元利償還金の水準を図る指標で、地方税や地方交付税などの標準財政規模を分母に、公営企業繰出金(元利償還金相当)を加えた公債費を分子とする指標をいいます。この比率が18%を超えた場合、これまでどおり起債の発行に国の許可が必要になります。
	実質単年度収支	単年度収支に、当該年度において財政調整基金に積み立てた積立金及び地方債の繰上償還金を加え、当該年度において財政調整基金を取り崩した額を差し引いたものです。
	市場公募債	地方公共団体が国(国債)や民間企業(社債)などと同様に、債券を広く公募して資金の調達を行う地方債をいいます。個人でも1万円単位から購入することができます。
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源をいいます。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄付金等が該当します。
	人件費	一般職員・教育職員・警察職員の給与費、共済費等、知事・副知事・出納長・教育長等の給与費、議員報酬、退職手当等の経費のことをいいます。
た行	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに財源の均衡化を図るため、国税5税の一定割合を財源の不足する団体等に交付する地方団体共有の固有財源をいいます。 団体間の財政力格差を地方交付税の適正な再配分を通じて調整する財源調整機能と、客観的な基準の設定を通じて配分し、計画的な財政運営を可能にする財源保障機能があります。
	地方財政計画	国の予算に対して、約1,900の地方公共団体を一つの財政主体として捉え、その歳入歳出の状況を明らかにしたものです。この計画は、地方公共団体の財政運営の指針、地方財源の保障、国の予算・施策等との整合性の確保などの役割があります。
	地方債(県債)	道路、橋りょうや学校などの公共施設の建設事業の財源について、単年度ではなく、耐用年数に準じて、将来の住民にも応分の経費を分担させるために、年度を超える長期の借入金を行います。
	地方債協議制度	地方公共団体の自主性をより高める観点から、従来の地方債許可制度に代わって、原則として地方債の発行を自由とする制度をいいます。
	地方譲与税	国税として徴収され地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
	投資的経費	公共事業や公共・公用施設の建設など将来に残るもの(社会資本の形成)に支出される経費をいいます。普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれます。
	特定財源	国庫支出金、県債など、その用途が特定されているものをいいます。
	特別会計	特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理を行う会計のことをいいます。
	特別交付税	各地方公共団体の特殊事情により、特別に生じた財政需要に対して交付されるもので、普通交付税を補完する役割を果たすものです。
は行	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費をいいます。
	普通会計	一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせて、1つの会計とみなしたものです。その決算額は、各会計相互間の繰り入れ、繰り出しに係る重複額を差し引いた純計額をいいます。全国的な統計は、普通会計ベースで行うので、他県比較などの時に使われるものです。
	普通建設事業	道路、橋りょう、公園、農業関係等の公共事業、学校、庁舎など公共・公用施設等の建設、用地取得等に使用される経費をいいます。
	普通交付税	地方公共団体が標準的な行政を行うのに必要とし、合理的手段によって算定されたあるべき行政需要の額(基準財政需要額)と、同じ合理的手段によって捕そくされたあるべき収入額(基準財政収入額)との差額が交付されるものです。
	物件費	印刷・消耗品費・光熱水費などの需用費、通信運搬費などの役務費、旅費、備品購入費などの経費をいいます。

用 語		説 明
	法人県民税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、資本金の額等により税額が決まる均等割と、国税である法人税の額を課税標準として税額が決まる法人税割があります。
	法人事業税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、各事業年度の所得や収入金額を課税標準として税額が決まります。 このため、税収が景気動向に左右されやすいといえます。
	補助費等	市町村や団体への各種負担金・補助金などの経費をいいます。
は行	骨太の方針	国では、平成13年6月「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定しました。この方針を「骨太の方針」といいます。 その後、平成14年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(骨太の方針2002)」をはじめ毎年、骨太の方針が示されています。最近では、「経済財政改革の基本方針2008(骨太の方針2008)」を閣議決定し、地方財政を含む歳出改革の概要等が示されています。
ら行	臨時財政対策債	地方交付税の振替として発行する特例的な地方債をいいます。 地方財政計画上の収支不足は、従来、交付税特別会計で借入れ、交付税で措置されてきました。しかし、平成13年度から、負担の明確化、透明化等を図るため、特会借入方式を見直し、収支不足を国と地方が折半して負担することとなり、この地方負担分を賄うために発行されることとなったのが臨時財政対策債です。